

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第 4 0 6 会計隊長 野田 幸司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6P9B1KK01120		65V41A30016 0001				16				
品名 または 件名										
A T A K レンタル										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST							0	4	G1
納地または工事場所				引 渡 場 所						
1 2 旅 司				第 1 2 旅 団 司 令 部						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
1 2 旅 団 3 部 堀 曹 長 (2 2 2 9)				令和8年8月17日 (月) ～令和8年9月18日 (金)						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第 4 0 6 会計隊契約班にて掲示、配布する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年8月4日 (火) 9時30分 相馬原駐屯地 1 号隊舎 3 階商議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次の各項目のすべての条件を満たす者
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- エ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- オ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- カ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- キ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- コ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(2) 低入札価格調査について

- ア 予算決算及び会計令第 8 5 条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札

者とならない場合がある。

イ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。

(4) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札（押印省略の場合は入札者の氏名に加え、担当者の氏名および連絡先を記入すること）

(5) 契約書等の作成

ア 契約金額が250万円を超える場合は契約書を作成する。

イ 契約金額が100万円以上250万円以下の場合は請書を作成する。

ウ 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。

(6) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の賃貸借契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

(7) 落札の決定方法

予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。（郵便による入札が同価となった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施）

(8) その他

ア 郵便等による入札については、入札前日の17時00分到着分までを有効とする。

なお、事前に郵便入札の申し出を第406会計隊契約班まで行くとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。

イ 電報・電話等による入札は認めない。

ウ 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（入札前日の17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

エ 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。（様式随意、なお郵便入札時は不要）

オ 入札に参加する者は、提出期限までに市価調査を提出すること。（FAX可）

カ 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班にて閲覧されたい。

キ 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

ク 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2

陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊契約班 担当：長井

TEL：0279-54-2011 内線（2343） FAX：0279-54-6960（直通）

（仕様書等に関する事項）

陸上自衛隊相馬原駐屯地 第12旅団第3部 担当：堀 TEL：0279-54-2011 内線（2229）

本公告は、陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊契約班

陸上自衛隊東部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin> に掲載。

市 価 調 査 票

令和8年7月29日 15時までに

全省庁統一資格結果通知書と併せてFAXにて返信してください

FAX:0279-54-6960 担当:長井

件 名 : ATAKレンタル

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
ATAKレンタル	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
細部内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合 計						

納 期 : 8.8.17~8.9.18

納 入 場 所 : 相馬原駐屯地

見 積 条 件 : 税抜き

見積条件及び契約条件を承諾の上見積もりしました。

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

入札書

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地 殿
第406会計隊長 野田 幸司

¥ (消費税別途)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
ATAKレンタル	仕様書のとおり	ST	1			
	－ 以下 余 白 －					
細部内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合 計						

履行期限 8.8.17～8.9.18

納入場所 相馬原駐屯地

入札条件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。
私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、

令和8年8月4日

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

調達要求書番号： 65V41A30016

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
1 A T A Kスマートフォンレンタル	12 旅司 3 部-00016	
(1) 本 体：A T A Kスマートフォン	作 成	令和 8 年 7 月 10 日
(2) 構成品：A T A Kスマートフォン本体、 S o m e w e a r H o t s p o t A C アダプタ	変 更	
(3) 台 数：2 0 台	作成部隊等名	1 2 旅団司令部第 3 部
2 貸出時、返却時送料込み（ヤマト運輸）		
3 レンタル期間		
令和 8 年 8 月 1 7 日～9 月 1 8 日		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、A T A K端末レンタル費用一式について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 1 Cによる。

1.2.1 通信回線

通信機材から L T E回線もしくは衛星回線を通じて、インターネット回線の接続を可能とする。その際、A T A K機能が利用できる通信端末であること。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 期間等

2.1 借用期間

令和 8 年 8 月 1 7 日～令和 8 年 9 月 1 8 日

3 一般的要求事項

3.1 借用場所

群馬県北群馬郡榛東村新井 1 0 1 7－2 陸上自衛隊相馬原駐屯地

3.2 借用終了時期

細部は、担当者との相互調整で実施する。

4 監督・検査

監督及び検査は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2 Cによる。

5 請負者の義務

請負者は、本契約の実施にあたり、本契約の円滑なる進捗を図るとともに、品物の損傷・亡失等の保障は、請負者の負担と責任においておこなうものとする。

6 監督官との協議

仕様書等に定められた内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議するものとし、軽微なものについては、監督官の指示に従うものとする。

7 仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊相馬原駐屯地 電話 0279-54-2011

第12旅団司令部通信課 担当 松浦 翔太（内線2289）

第3部 担当 堀 裕明（内線2229）